

復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が交付されました。

これにより、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間**に生ずる預金・定期積金の利子および当組合の出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として**所得税額の2.1%**が付加されます。

【預金・定期積金の利子および当組合の出資配当金等に対する課税税率】

	預金・定期積金の利子	当組合の出資配当金
平成24年12月31日まで	20% (所得税 15%、住民税 5%)	20% (所得税 20%)
平成25年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%)	20.42% (所得税 20.42%)

平成25年1月1日以後に支払われる利子等の全額に対して上記税率で課税されます。

マル優を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。

租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

内国法人等は利子等に対し、上記の税率で源泉徴収されます。

詳しくはお近くの窓口にお問い合わせください。

